

## 介護保険・国民健康保険・予防接種に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書に対するパブリックコメントの実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)による社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、特定個人情報(個人番号(以下、マイナンバー)をその内容に含む個人情報)を保有する事務については、特定個人情報保護評価が義務付けられた。

従来から、介護保険・国民健康保険・予防接種の事務においてはマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価(対象者が30万人を超えるため全項目評価)を実施済みである。

今回、公金受取口座登録制度の運用開始にあたり、介護保険・国民健康保険・予防接種の事務において新たな特定個人情報の取扱いが生じたため、評価の再実施が必要となることから、基礎項目評価書及び全項目評価書を公表し、市民の意見を求めるためのパブリックコメントを実施するものである。

### 1 特定個人情報保護評価の概要

国の行政機関や地方公共団体が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、個人のプライバシー等に与える影響を予測したうえで、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するもの。

### 2 評価の目的

- (1)個人のプライバシー等の権利侵害の未然防止
- (2)国民・住民の信頼の確保

### 3 特定個人情報の取扱いの変更点

#### (1)介護保険

介護保険被保険者のうち、希望する者は、保険給付の支給や保険料の還付について、マイナンバーカード取得後に登録した当該対象者の公金受取口座の利用が可能となることから、保有する特定個人情報が増加するもの。

## (2) 国民健康保険

国民健康保険加入者のうち、希望する者は、高額療養費等の給付支給及び保険料の過誤納にかかる還付金について、マイナンバーカード取得後に登録した当該対象者の公金受取口座の利用が可能となることから、保有する特定個人情報が増加するもの。

## (3) 予防接種

予防接種による健康被害救済制度の対象者等のうち、希望する者は、医療費、医療手当、障害年金、その他の予防接種法に基づく給付の支給について、マイナンバーカード取得後に登録した当該対象者の公金受取口座の利用が可能となることから、保有する特定個人情報が増加するもの。

## 4 特定個人情報保護評価書の主な変更点等

### (1) 変更点

評価書の基本情報、特定個人情報ファイルの概要、リスク対策のそれぞれの項目に公金受取口座の利用に係る事項を追加

### (2) リスク対策

- ①申請情報については窓口担当部署の職員による受付、事務担当部署職員による郵送受付等、限定した部署で直接入手することで、目的外の収取を防止する。
- ②特定個人情報が記載された申請書類等は、漏洩、紛失を防止するため、入力及び照合後は施錠可能な場所に保管する。
- ③特定個人情報は、利用する業務システムごとにアクセス制御が行われている。
- ④アクセス権限を有していた職員が異動・退職した場合、業務上各システムへのアクセスが不要となったIDやアクセス権限の変更削除の手続きを速やかに行っている。

## 5 特定個人情報保護評価実施スケジュール(予定)

- (1) 令和4年11月15日～12月14日  
住民等の意見聴取(パブリックコメント)  
※市政だより11月15日号に掲載
- (2) 令和4年12月下旬  
北九州市個人情報保護審査会へ諮問
- (3) 令和5年1月上旬  
北九州市個人情報保護審査会を開催
- (4) 令和5年1月中  
個人情報保護委員会(内閣府所管の行政委員会)への評価書提出  
評価書の公表